

資 料

(消費税)

平成 22 年度税制改正大綱～納税者主権の確立に向けて～（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日〕
閣 議 決 定

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

6. 消費税

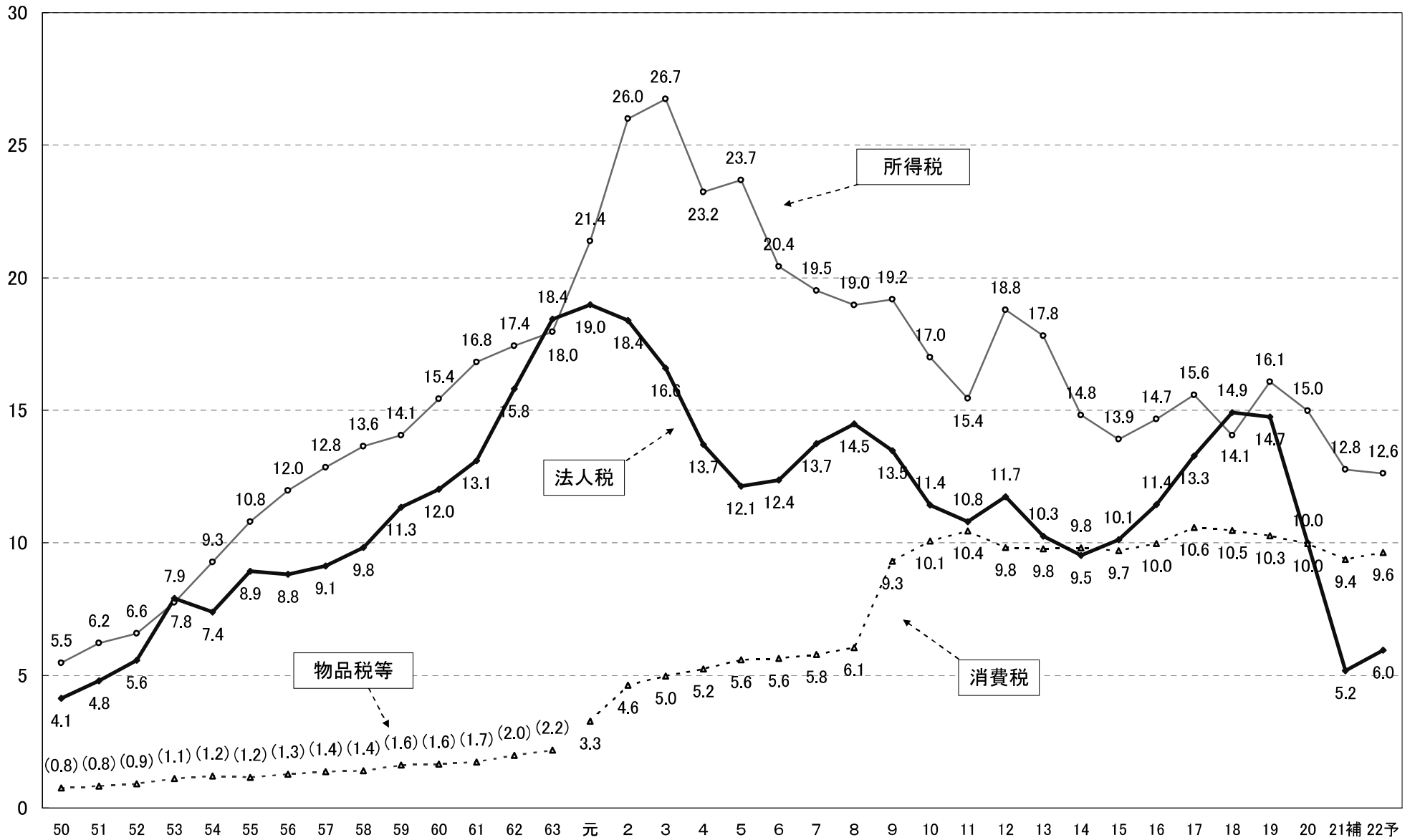
消費税については、三党連立政権合意において、「現行の消費税 5 % は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示しています。

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となっています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。

主要税目の税収（一般会計分）の推移

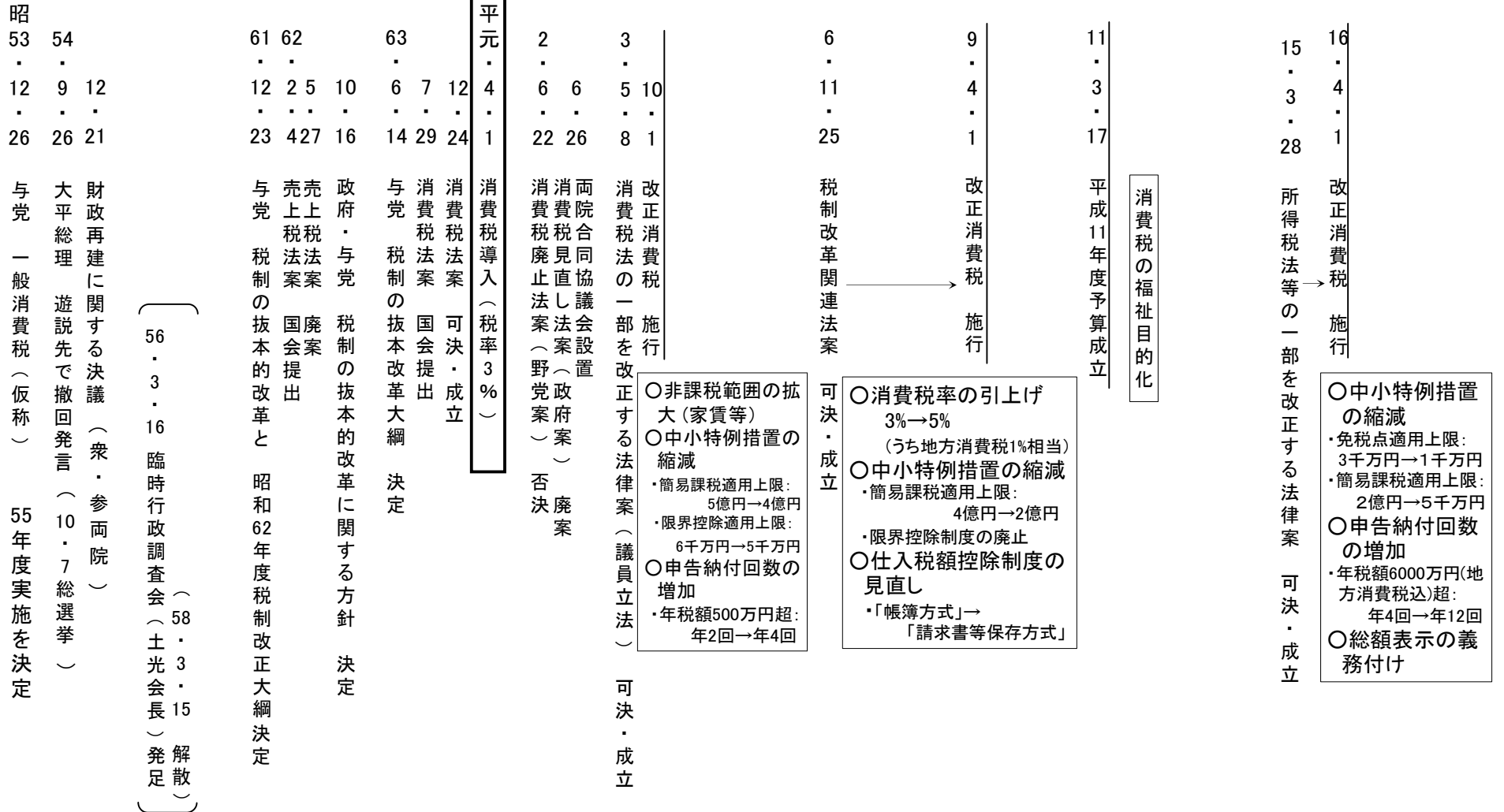
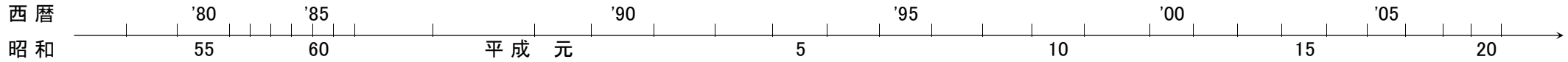
(兆円)



(注) 20年度以前は決算額、21年度は補正後予算額、22年度は予算額である。

(年度)

消費税の歩み



56・3・16 臨時行政調査会（土光会長）発足（58・3・15 解散）

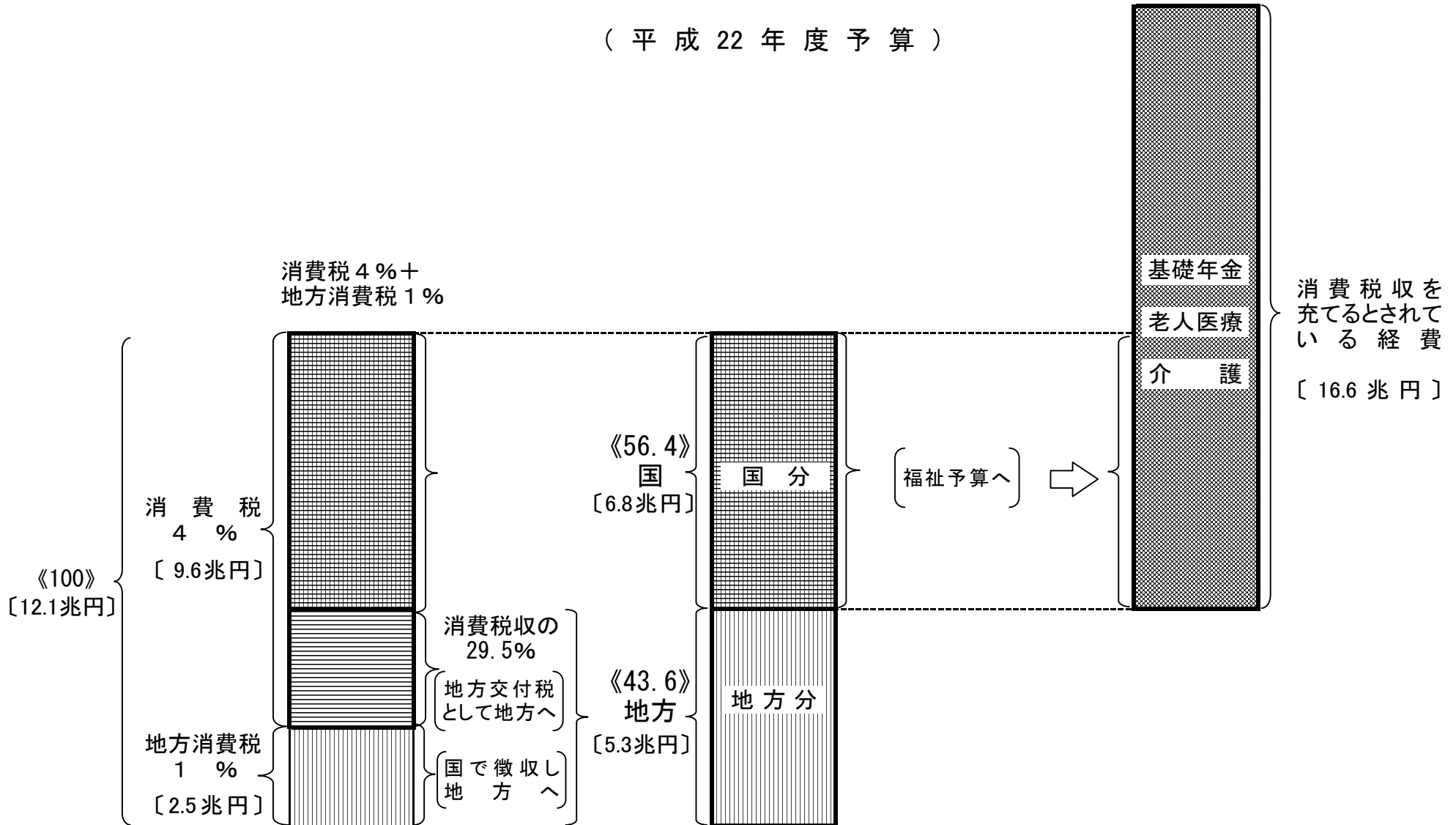
消費税制度改正の歩み

	【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月施行														
①税率： 3%			4% 地方消費税創設（1%）															
②仕入税額控除： 帳簿方式			請求書等保存方式															
③免税点制度： 適用上限 3000 万円			資本金 1000 万円以上の新設法人は不適用 ※ 設立当初の2年間に限る。	1000 万円														
④簡易課税制度：																		
○ 適用上限 5 億円		4 億円	2 億円	5000 万円														
○ みなし仕入率 90%、80%の2区分		90%、80%、70%、 60%の4区分	90%、80%、70%、60%、 50%の5区分															
⑤限界控除制度：																		
適用上限 6000 万円		5000 万円	制度の廃止	(注) 免税点制度と簡易課税制度 の適用上限については、法人 は17年3月31日決算から、 個人は17年分から適用。														
⑥申告納付：																		
中間納付と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)		中間申告納付回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回)	中間申告の基準年税額の引下げ	中間申告納付回数を年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回)														
		<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下</td> <td style="padding: 2px;">年1回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">500万円超</td> <td style="padding: 2px;">年3回</td> </tr> </table>	中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下	年1回	500万円超	年3回	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下</td> <td style="padding: 2px;">年1回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">400万円超</td> <td style="padding: 2px;">年3回</td> </tr> </table>	中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下	年1回	400万円超	年3回	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下</td> <td style="padding: 2px;">年1回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">400万円超 4,800万円以下</td> <td style="padding: 2px;">年3回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4,800万円超</td> <td style="padding: 2px;">年11回</td> </tr> </table>	中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下	年1回	400万円超 4,800万円以下	年3回	4,800万円超	年11回
中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下	年1回																	
500万円超	年3回																	
中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下	年1回																	
400万円超	年3回																	
中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下	年1回																	
400万円超 4,800万円以下	年3回																	
4,800万円超	年11回																	
⑦価格表示：				総額表示を義務付け														
⑧使途：				【平成11年度予算～】 福祉目的化														

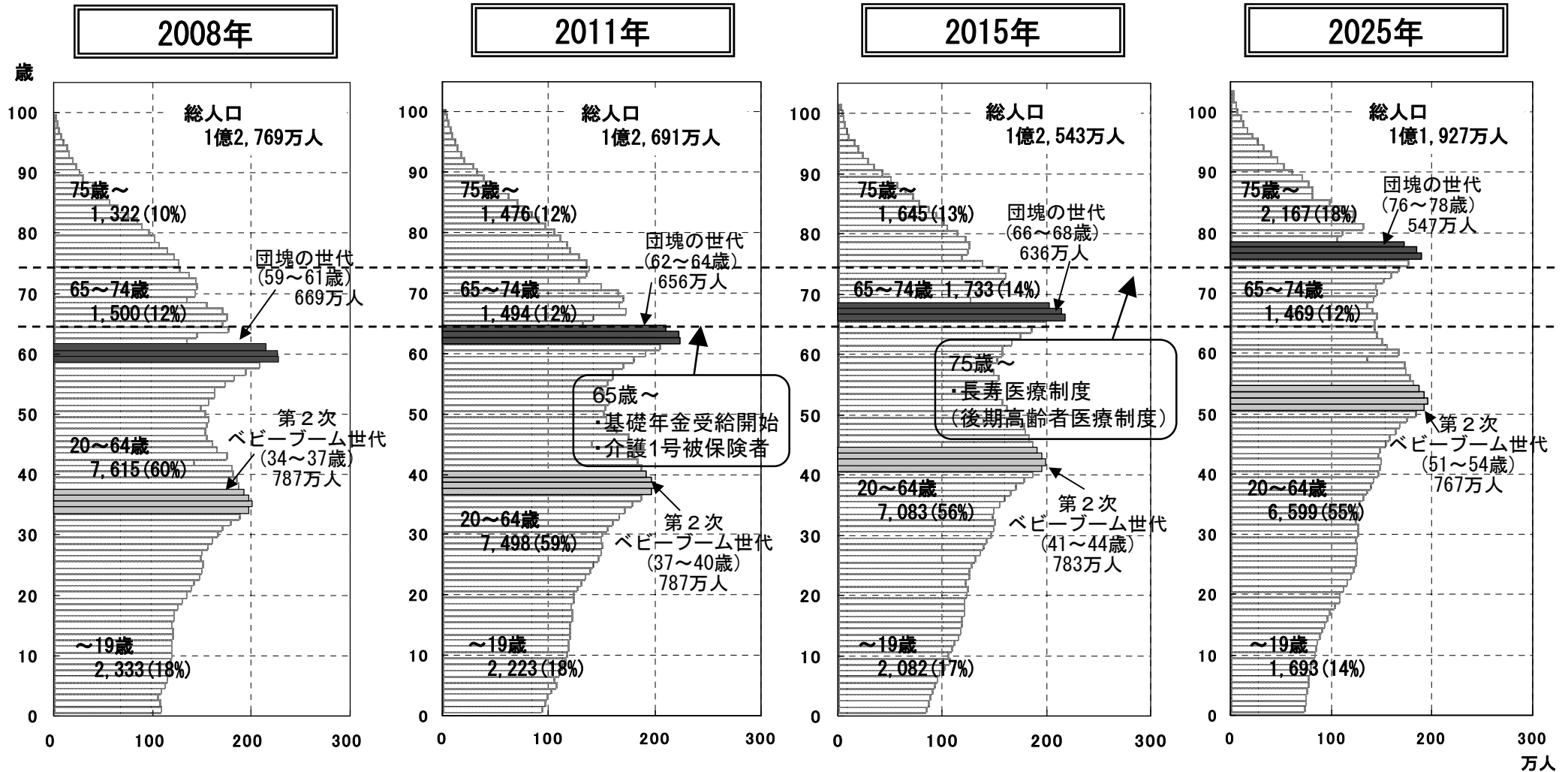
消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成22年度予算)



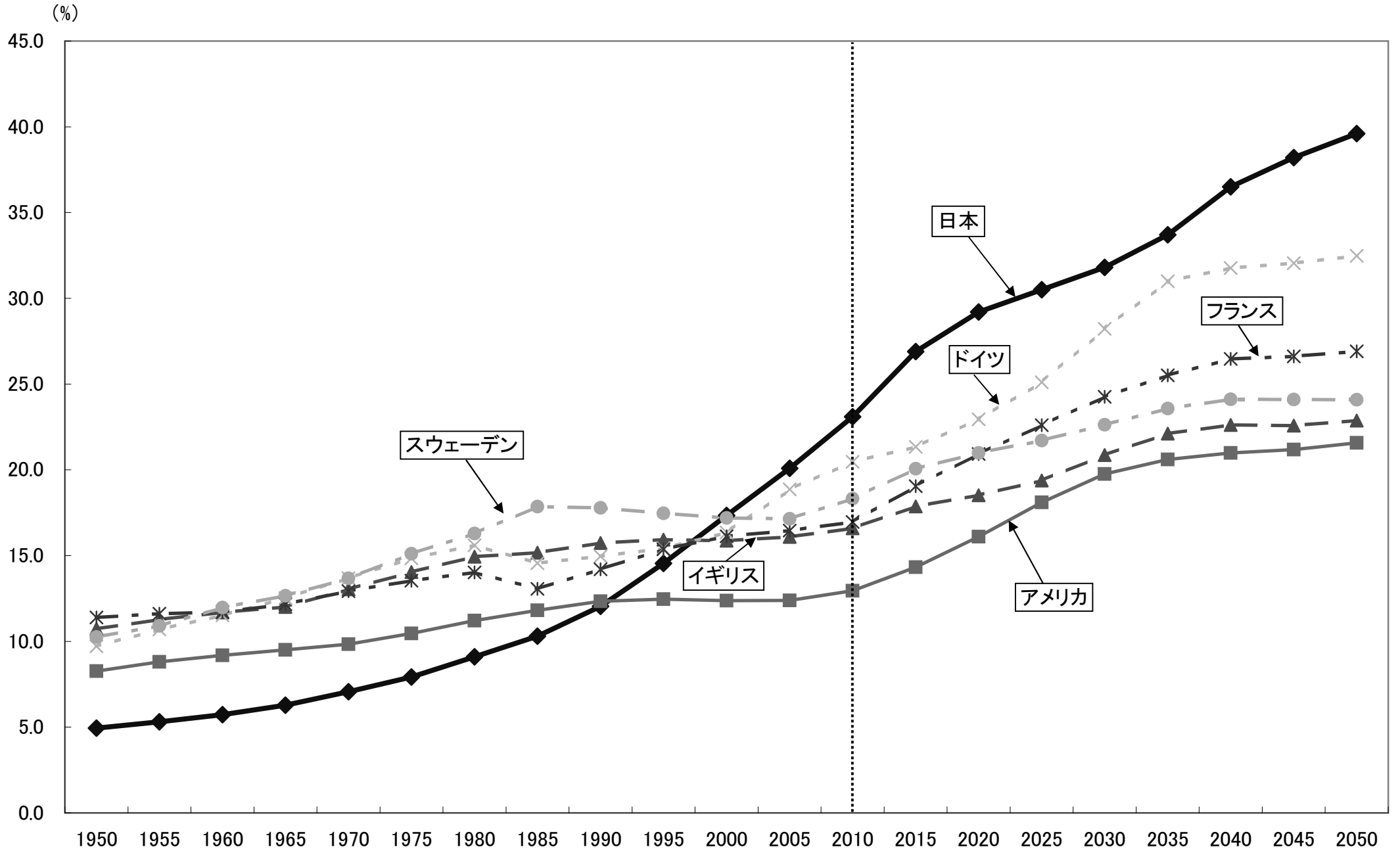
人口ピラミッドの変化



65歳以上人口割合	22.1%	23.4%	26.9%
(75歳以上人口割合)	(10.4%)	(11.6%)	(13.1%)
			30.5%
			(18.2%)

(注) 団塊の世代は1947～49年、第2次ベビーブーム世代は1971～1974年生まれ。
 (出所) 2008年は総務省「人口推計」、2011年及び2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成18年中位推計－」

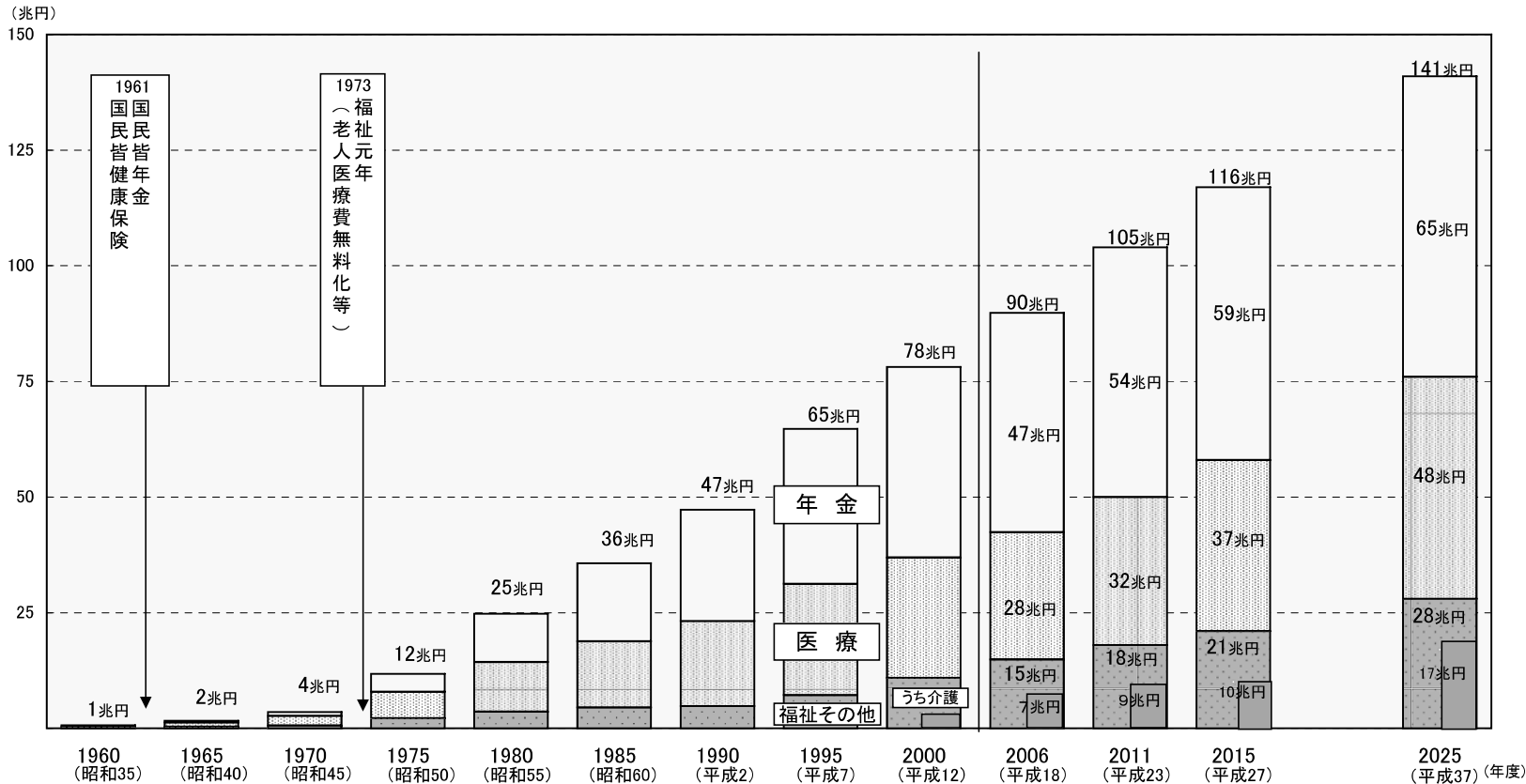
主要国における65歳以上人口の対総人口比の推移



(出典) 日本については、総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」による。諸外国については、国際連合「World Population Prospects」による。

社会保障の給付と負担の推移

○ 高齢化を反映して、社会保障給付費は2006～2025年度で約50兆円増加する見込み。
(平成18年時点の厚生労働省の試算による)



	1970	1980	1990	2000
社会保障給付費(A)	4兆円	25兆円	47兆円	78兆円
国民所得(B)	61兆円	203兆円	348兆円	372兆円
国民所得比(A/B)	5.8%	12.2%	13.6%	21.0%

	2006	2015	(参考) 2025
社会保障給付費(A)	90兆円	116兆円	141兆円
国民所得(B)	376兆円	461兆円	540兆円
国民所得比(A/B)	23.9%	25.3%	26.1%

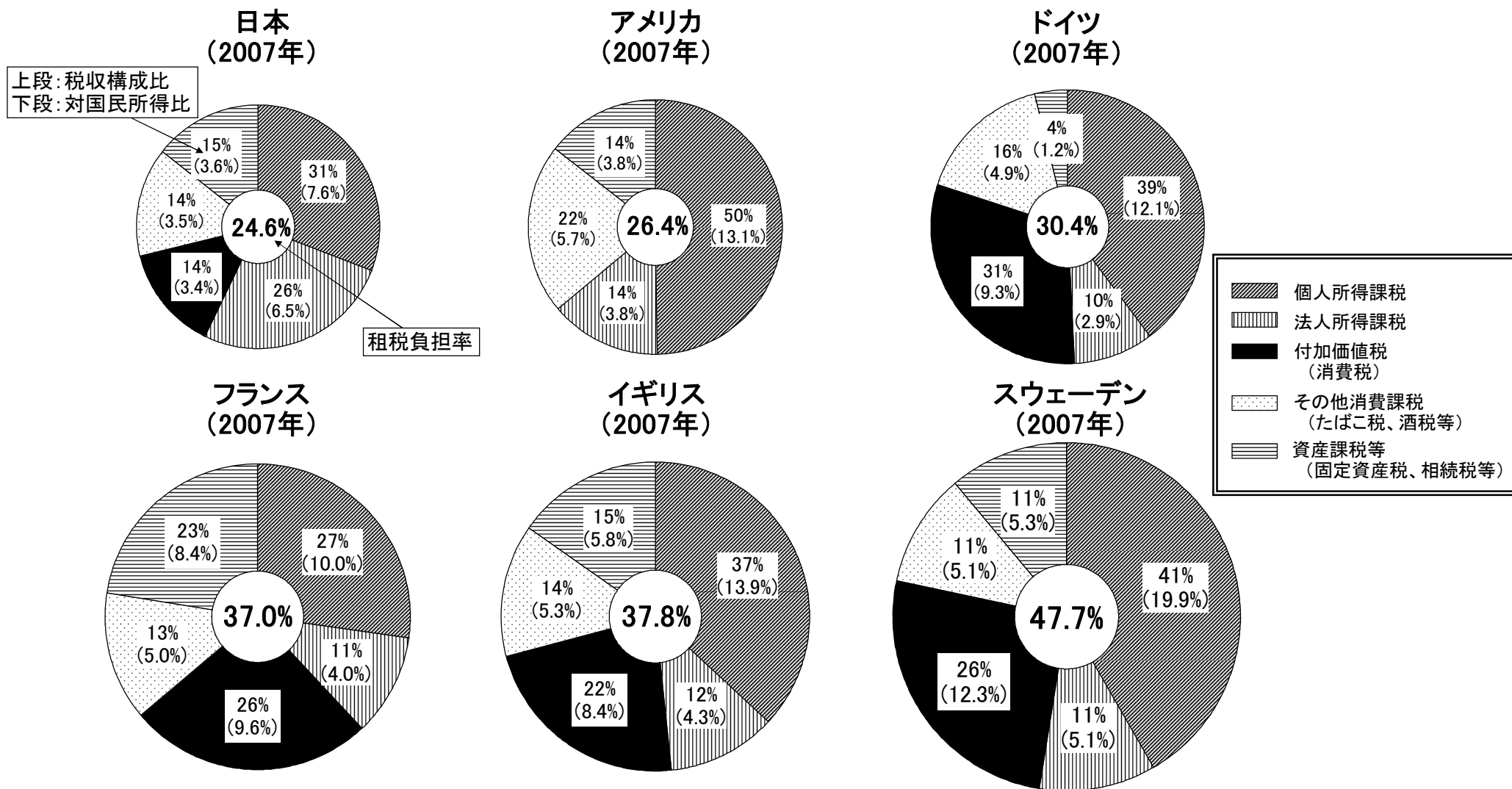
社会保障に係る負担	1970	1980	1990	2000
保険料負担	3兆円	19兆円	40兆円	55兆円
公費負担	1.6兆円	11.0兆円	16.2兆円	25.2兆円
国	1.4兆円	9.8兆円	13.5兆円	19.7兆円
地方	0.2兆円	1.2兆円	2.7兆円	5.5兆円

社会保障に係る負担	2006	2015	(参考) 2025
保険料負担	83兆円	114兆円	143兆円
公費負担	54兆円	73兆円	-
国	29兆円	41兆円	-
地方	-	-	-

(注) 1. 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。
 2. 2000年度以前は「平成16年度 社会保障給付費」(平成18年10月 国立社会保障・人口問題研究所)、2006年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成18年5月 厚生労働省)のA(並の経済成長)ケースによる。なお、B(低めの経済成長)ケースによると、2025年度の社会保障給付費は136兆円(国民所得比27.7%)と見通されている。

主要国における経済規模と税収(国税・地方税)の関係

- 日本の租税負担率(税収の対国民所得比)は主要国中最低。
- 日本の消費税収の全税収に占める比率は、付加価値税のないアメリカを除き、主要国中最低。

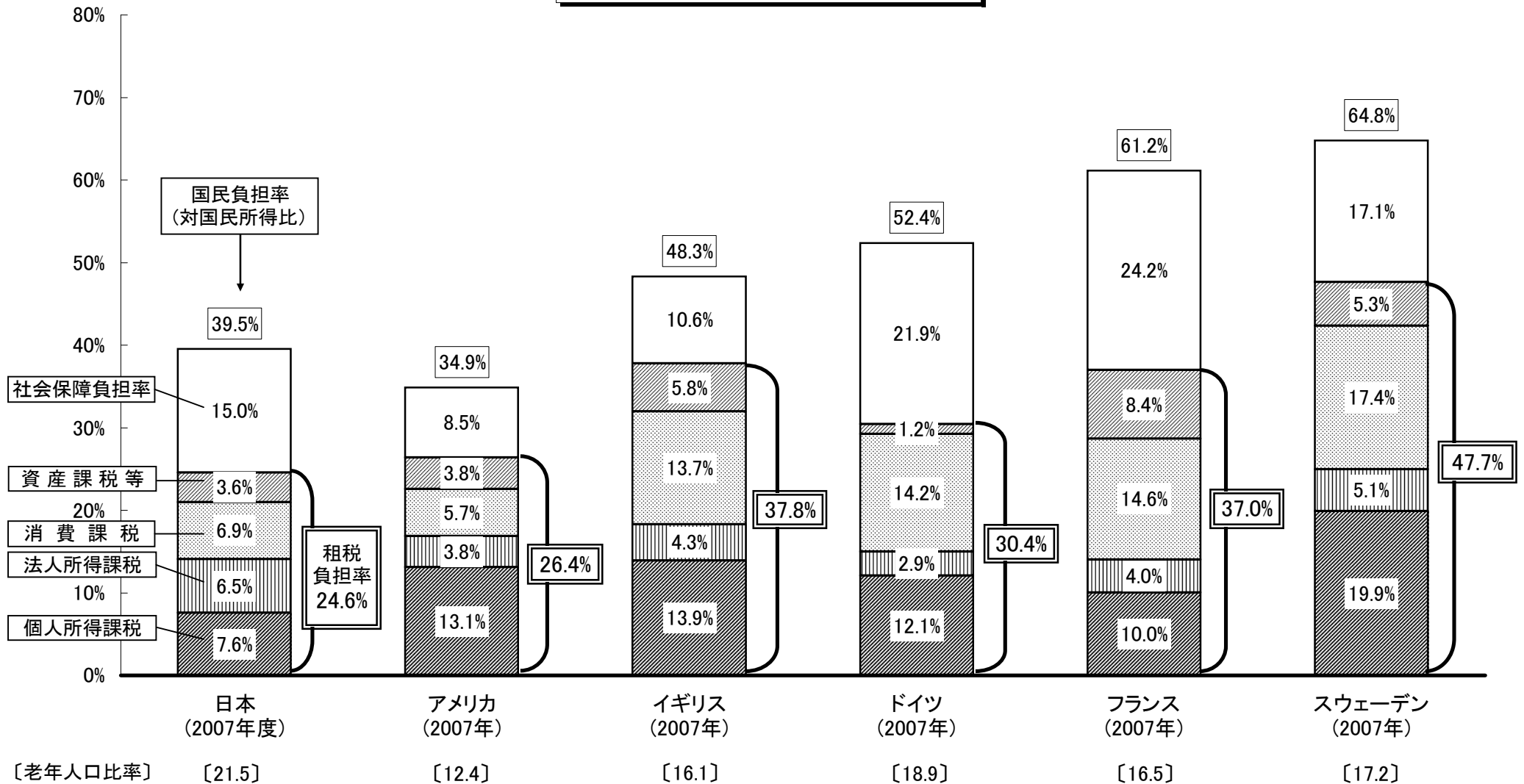


(注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2008" 及び同 "National Accounts 1996-2007" 等による。なお、日本の平成22年度(2010年度)予算ベースにおいては、租税負担率: 21.5%、税収構成比(括弧内は税収の対国民所得比)は個人所得課税: 33%(7.2%)、法人所得課税: 16%(3.4%)、消費税: 17%(3.6%)、その他消費課税: 16%(3.5%)、資産課税等: 18%(3.9%)となっている。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

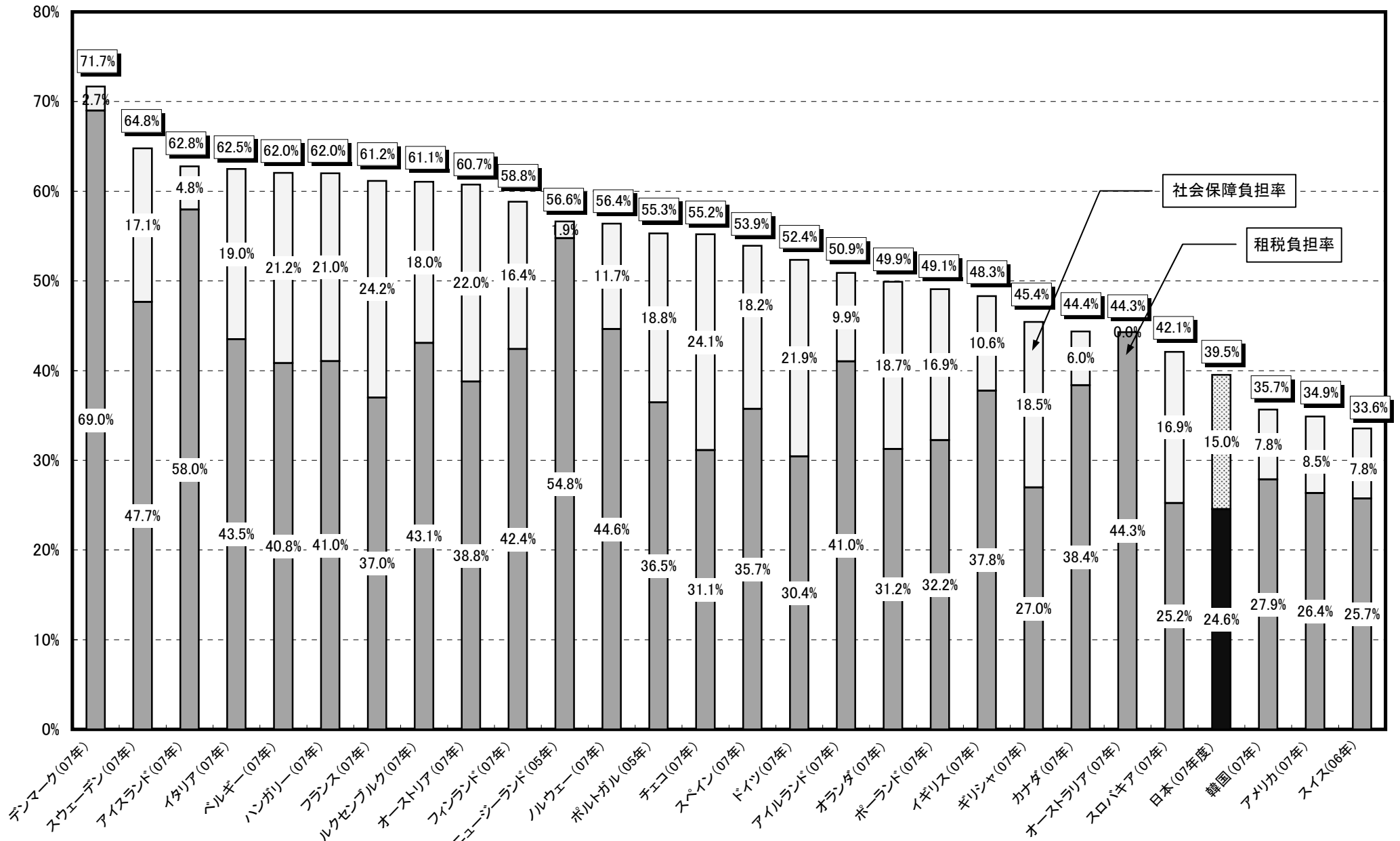
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2008"及び同 "National Accounts 1996-2007"等による。なお、日本の平成22年度(2010年度)予算ベースにおいては、国民負担率:39.0%、租税負担率:21.5%、個人所得課税:7.2%、法人所得課税:3.4%、消費課税:7.1%、資産課税等:3.9%、社会保障負担率:17.5%となっている。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database"による)である。なお、日本の2010年の推計値は23.1となっている。

OECD諸国の国民負担率(対国民所得比)



(注1) 国民負担率は、租税負担率と社会保障負担率の合計。

(注2) 各国07年(度)の数値。ただし、ニュージーランド、ポルトガル、スイスについては下記出典における最新の数値。なお、日本の平成22年度(2010年度)予算ベースにおいては、国民負担率:39.0%、租税負担率:21.5%、社会保障負担率:17.5%となっている。

(注3) トルコについては、計数が足りず国民負担率が算出不能であるため掲載していない。

(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等、諸外国:OECD "National Accounts 1996-2007" 及び同 "Revenue Statistics 1965-2008"

消費税導入時・引上げ時の経済状況 (「年次経済報告」経済企画庁)

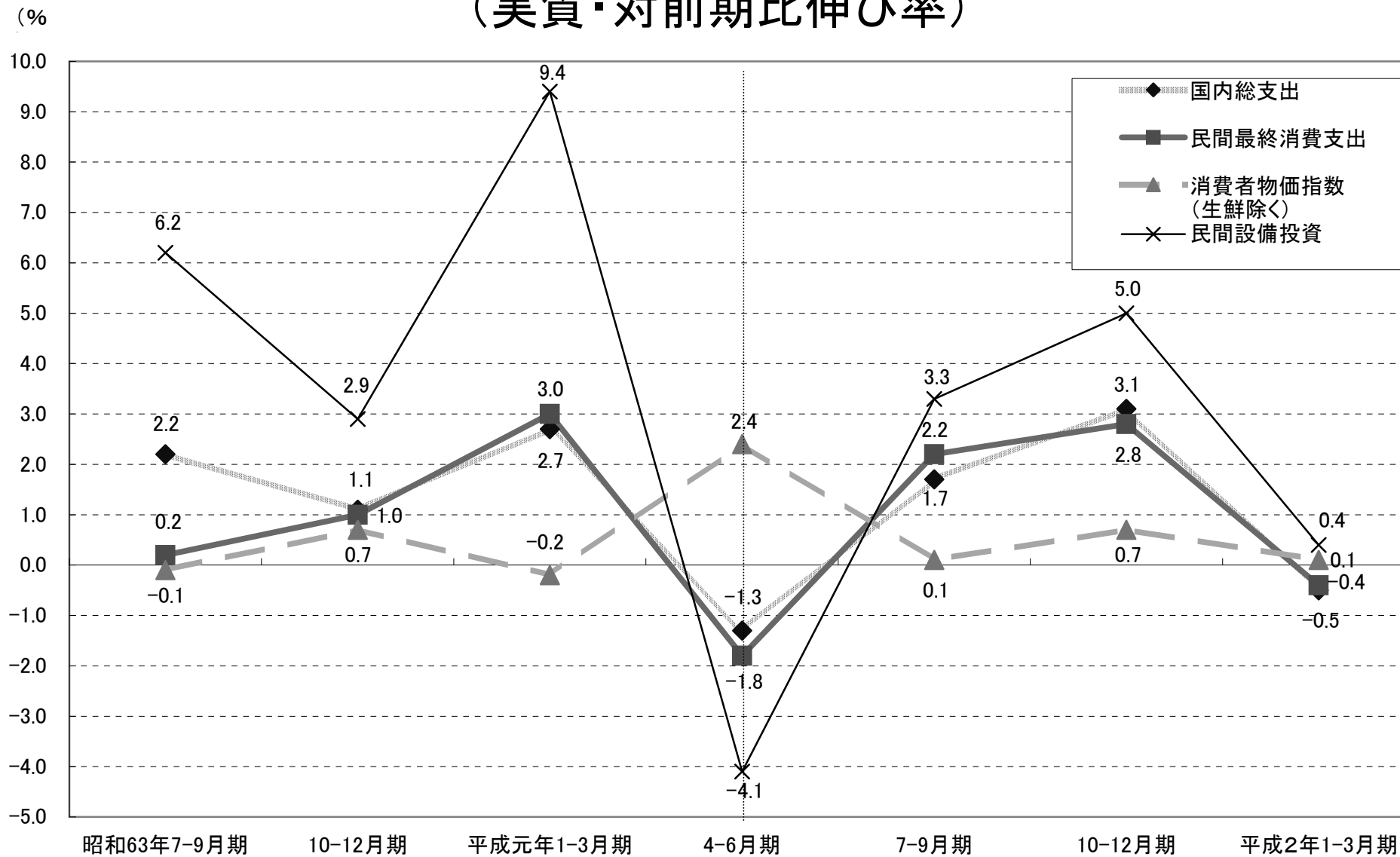
〔導入時（平成2年度 年次経済報告）〕

- 平成元年度の日本経済は、物価が落ち着いた動きを続けるなかで、設備投資、個人消費に牽引された自律的な性格の強い内需主導の拡大を続けた。
- 個人消費は、4月前後に不規則な動きがみられたものの、堅調な増加が続いた。これは、消費税の導入や物品税の廃止等に伴い一部に買い急ぎや買い控えとその反動がみられたものの、消費者物価が安定的に推移する一方、可処分所得が着実に増加したことによる。

〔税率引上げ時（平成10年度 年次経済報告）〕

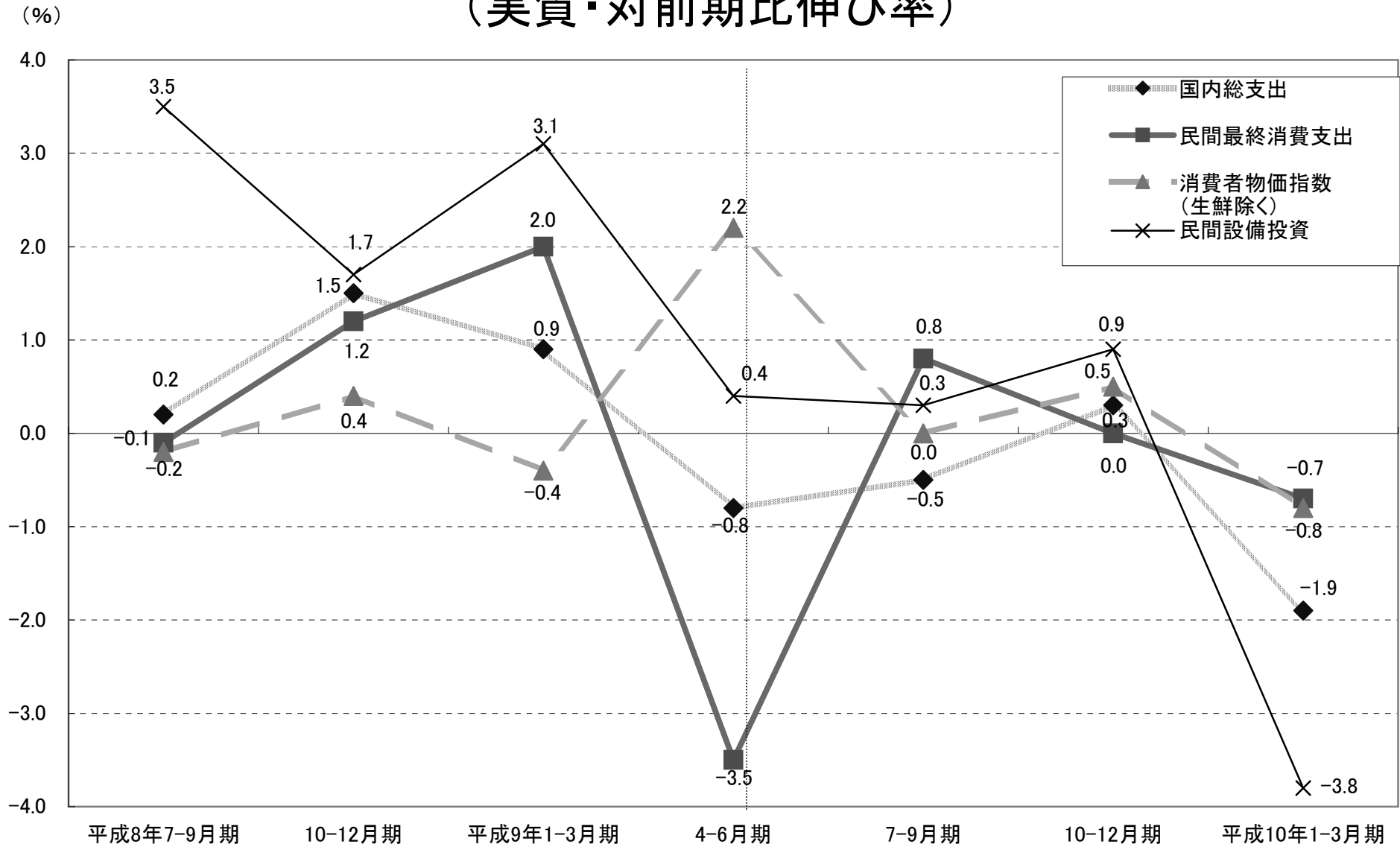
- 年度当初は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減が予想以上に大きく現れましたが、その後回復に向かっていました。しかし、秋以降の金融機関破たんによる金融システムへの信頼低下やアジア経済・通貨危機等が影響する中、家計や企業の心理の悪化、金融機関の貸出態度の慎重化等が实体经济に影響を及ぼしました。

平成元年消費税導入時の経済状況 (実質・対前期比伸び率)



消費税導入

平成9年消費税率引上げ時の経済状況 (実質・対前期比伸び率)

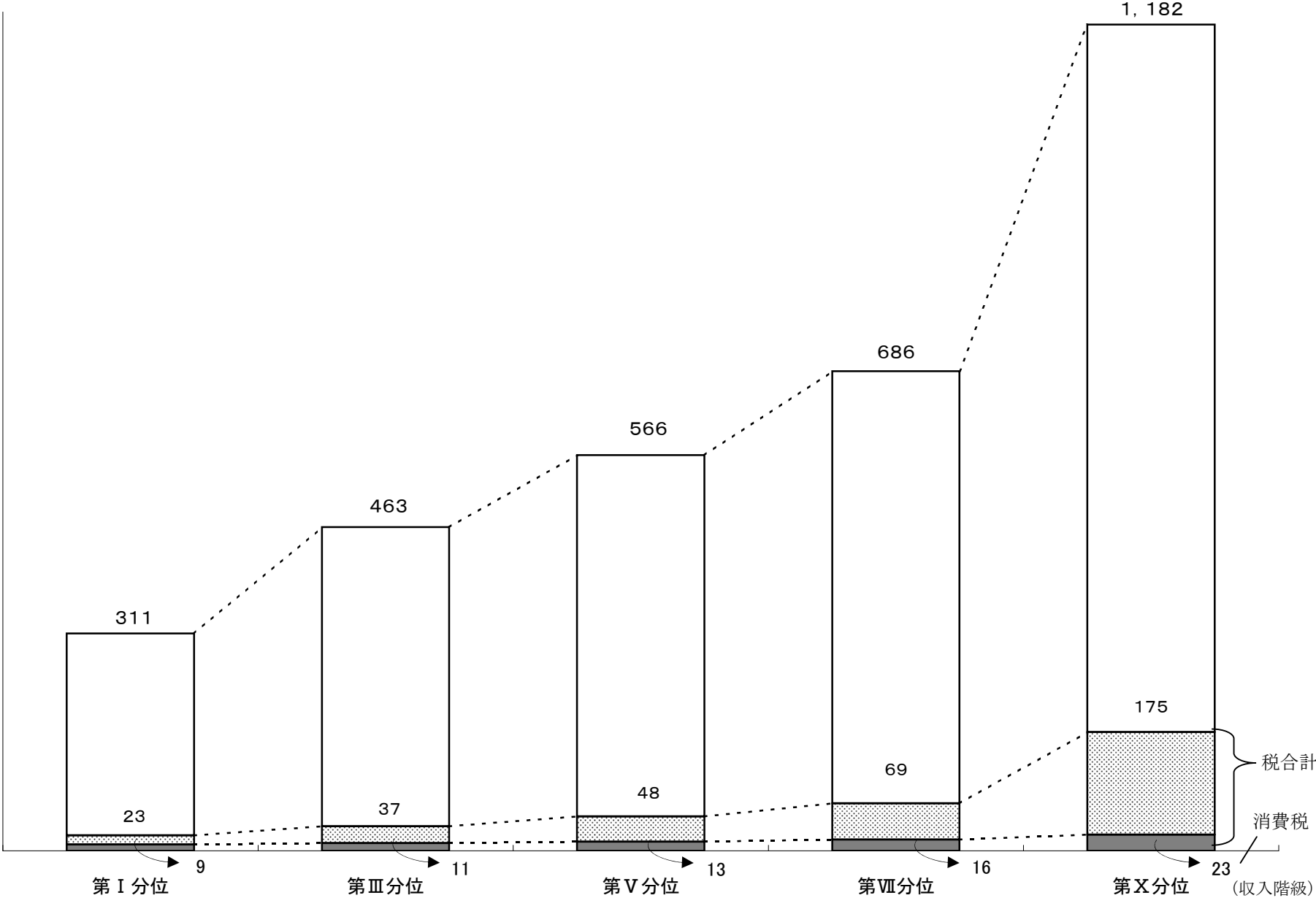


消費税率引上げ実施

収入階級別の実収入と税負担額(平成19年分)

(単位:万円)

実収入



(備考)総務省統計局「家計調査(勤労者世帯)」(平成19年)を基に推計。

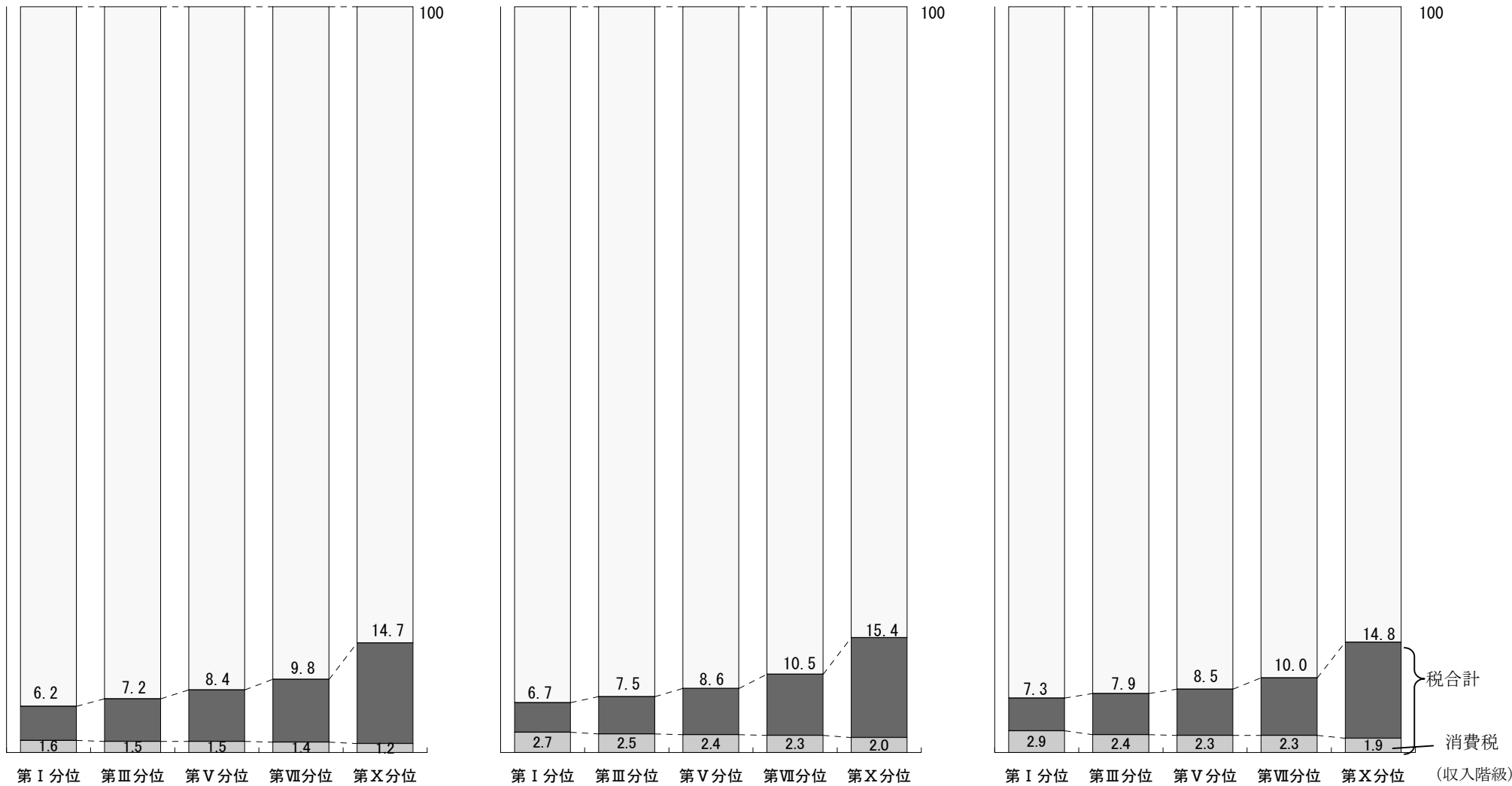
収入階級別の実収入に占める税負担割合

(単位：%)

平成8年分

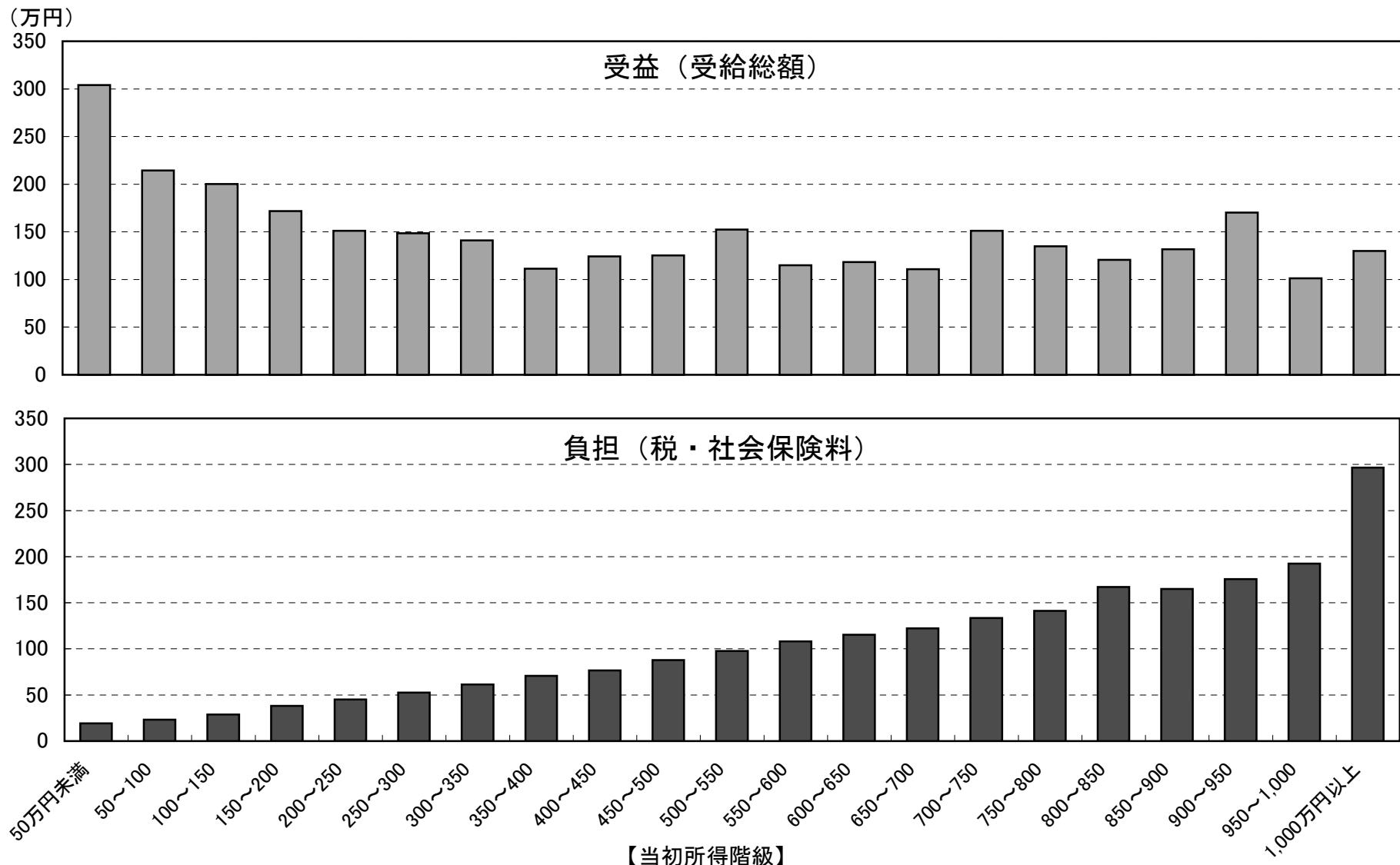
平成10年分

平成19年分



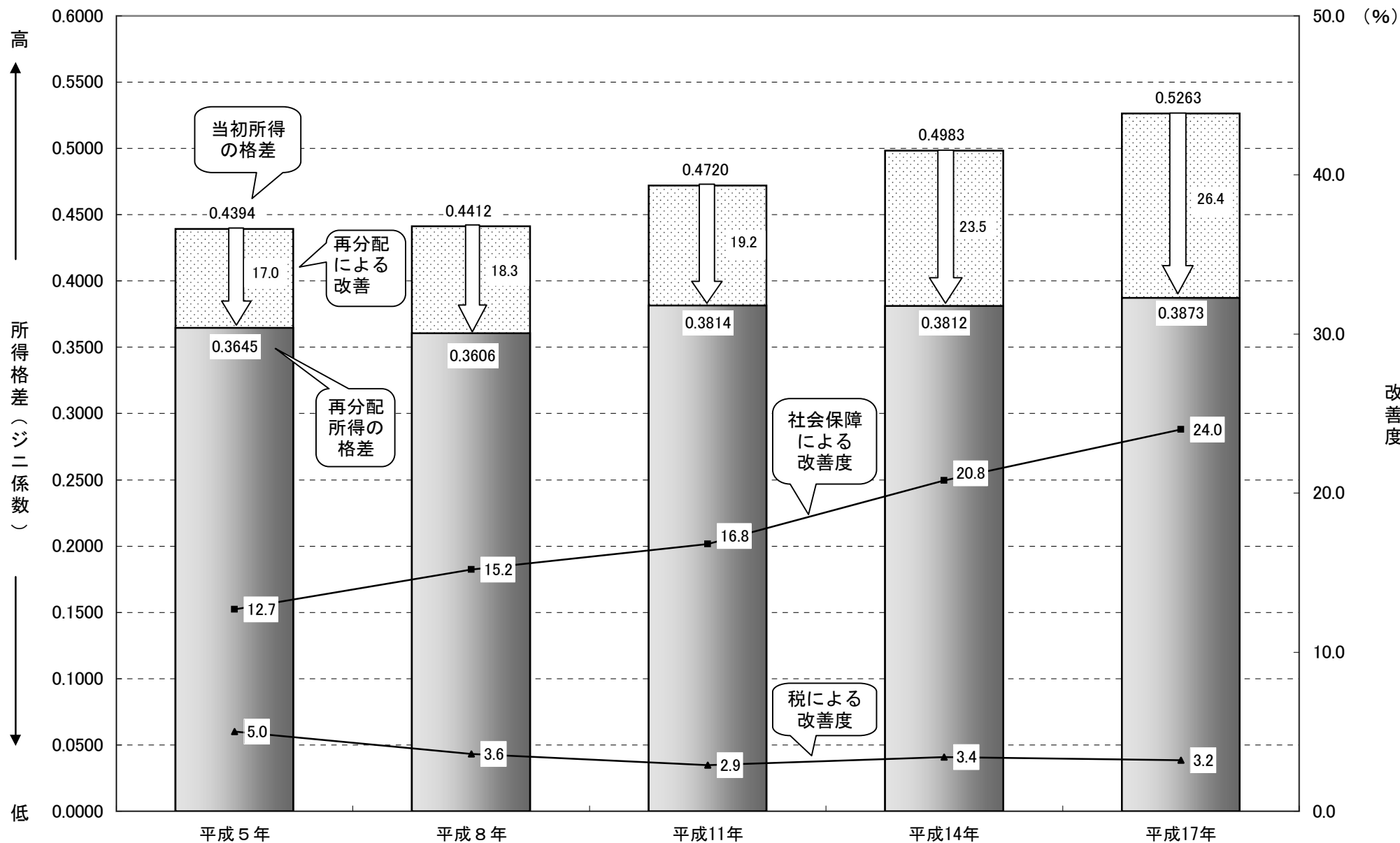
(備考) 総務省統計局「家計調査(勤労者世帯)」(平成8年・平成10年・平成19年)を基に推計。

所得階級別の受益と負担の状況（平成17年所得再分配調査）



(注1) 受給は、年金その他の社会保障給付（医療、介護の現物給付についても推計し、計上）。
 (注2) 税は、直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く）。
 (注3) 社会保険料は、医療保険、年金保険及び介護保険等の各制度による保険料（事業主負担を除く）。
 (出所) 厚生労働省「平成17年所得再分配調査報告書」

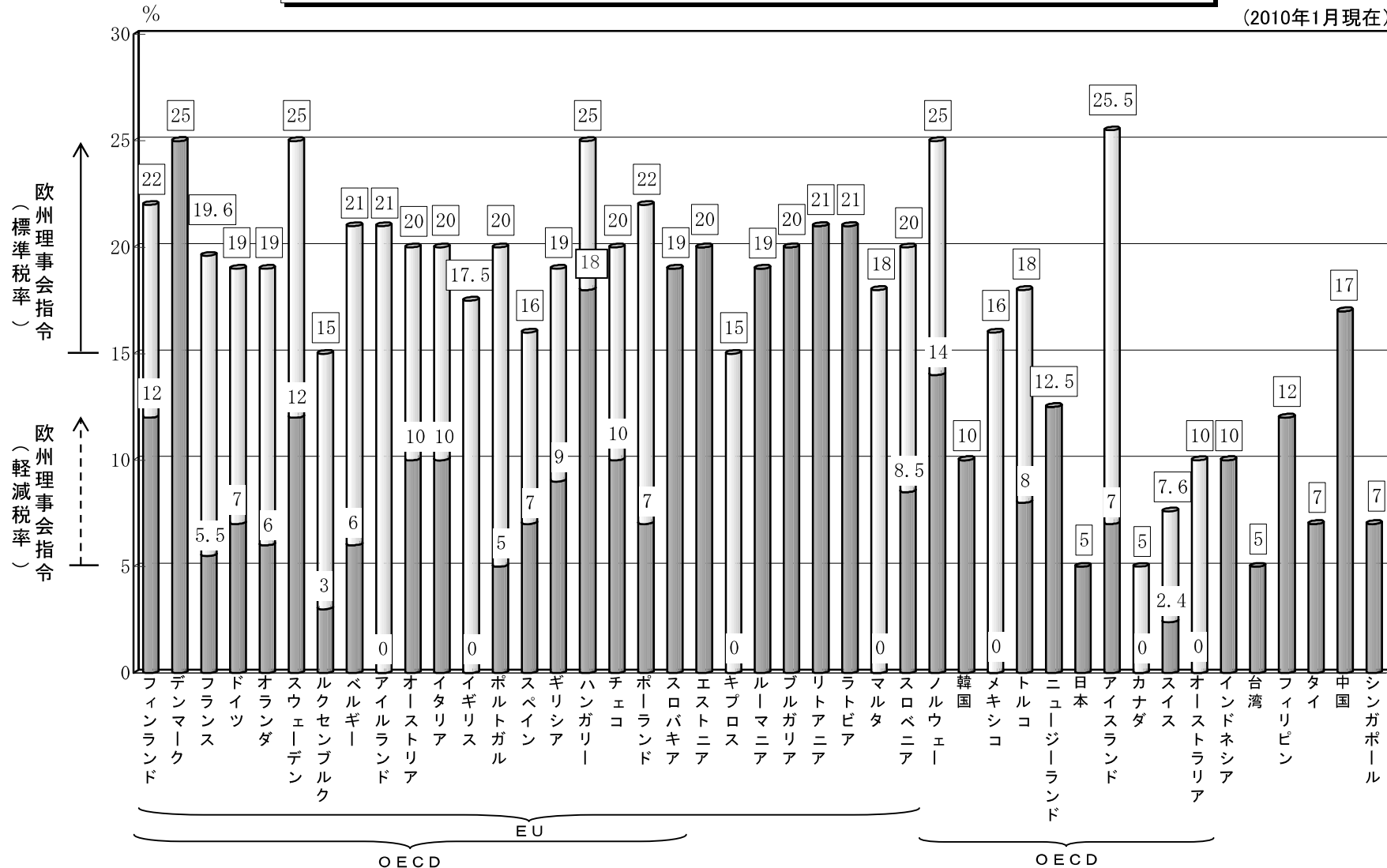
ジニ係数の推移、税・社会保障による改善度



(注) 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。
 (出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2010年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例: オンタリオ州 8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例: ニューヨーク市 8.875%)
 4. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
 5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

EC 指令における付加価値税の税率構造について

付加価値税の共通システムに関する理事会指令 2006/112/EC (2006年11月28日) (抜粋)

第2章 税率構造と税率水準

第1節 標準税率

- 第97条 1. 2006年1月1日から2010年12月31日まで、標準税率は15%を下回らないものとする。
2. 財務相理事会は、EU条約第93条にしたがって、2010年12月31日後に適用される標準税率についての決定を行う。

第2節 軽減税率

- 第98条 1. 加盟国は、一または二の軽減税率を適用することができる。
(略)

- 第99条 1. 軽減税率は5%を下回らない、課税標準の百分率で定められる。
(略)

第4章 最終合意の採択に至るまでの間に適用される特別規定

- 第110条 1991年1月1日時点で、前段階で支払われた付加価値税の控除を認める非課税措置を適用していた、または、第99条で規定されている税率以下の軽減税率を適用していた加盟国は、引き続き、当該非課税措置を適用し、または、軽減税率を適用することができる。

第1パラグラフで言及した非課税措置及び軽減税率は、共同体の法律に従わなければならない、また、明確に定義された社会的理由及び最終消費者の利益のために採用されたものでなければならない。

主要国の付加価値税の税率構造等（未定稿）

（2010年1月現在）










区分	日本	EC指令					
	1989年	1977年	フランス 1968年	ドイツ 1968年	イギリス 1973年	スウェーデン 1969年	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等	
税率	標準税率	5% (地方消費税を含む)	15%以上	19.6%	19%	17.5%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 5%以上（2段階まで設定可能）	食料品、書籍、旅客輸送肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
付加価値税収(A)	12.1兆円	—	18.1兆円(1,358億ユーロ)	22.7兆円(1,704億ユーロ)	13.6兆円(920億ポンド)	3.7兆円(2,826億クローネ)	
標準税率1%当たりの付加価値税収(B)	2.4兆円	—	0.9兆円(69億ユーロ)	1.2兆円(90億ユーロ)	0.8兆円(53億ポンド)	0.1兆円(113億クローネ)	
民間最終消費支出(C)	288.1兆円	—	142.7兆円(1.1兆ユーロ)	182.9兆円(1.4兆ユーロ)	132.2兆円(0.9兆ポンド)	18.6兆円(1.4兆クローネ)	
B/C	0.833% (100)	—	0.645% (77.5)	0.652% (78.3)	0.589% (70.7)	0.79% (94.8)	
A/C	4.2%	—	12.7%	12.4%	10.3%	19.8%	

- (注1) 日本の付加価値税収は平成20年(2008年)度決算額、民間最終消費支出は内閣府『国民経済計算』による平成20年度の計数。
(注2) 諸外国の付加価値税収はOECD“Revenue Statistics 2965-2008”、民間最終消費支出は同“National Accounts 1996-2007”による2007年の計数。
(注3) 邦貨換算レートは、1ポンド=148円、1ユーロ=133円、1クローネ=13円(裁定外国為替相場:平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。
(注4) 括弧()内は日本を100とした場合の指数。

諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例



贅沢品か否かの違い

【フランス】



標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備考
<p>キャビア </p>	<p>フォアグラ </p> <p>トリュフ </p>	<p>フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。</p>
<p>マーガリン </p>	<p>バター </p>	<p>マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。</p>
<p>普通のチョコレート </p>	<p>板チョコ </p>	<p>昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。</p>
<p>カカオ含有量50%以上のチョコレート製品 </p>	<p>カカオ含有量50%未満のチョコレート製品 </p>	<p>チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。</p>

外食と食料品の違い



【イギリス】

標準税率 (17.5%)	軽減税率 (0%)	備考
<p>フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品 </p>	<p>デリカテッセンなどスーパーの惣菜 </p>	<p>イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。</p> <p>なお、フィッシュ&チップス業界は、スーパーの惣菜は競合品であるとして、左記の取扱いに反発している。</p>

【ドイツ】

標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備考
<p>ハンバーガー(店内飲食用) </p>	<p>ハンバーガー(持ち帰り用) </p>	<p>同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。</p>

【カナダ】

標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備考
<p>ドーナツ(5個以下) </p>	<p>ドーナツ(6個以上) </p>	<p>カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場で食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。</p> <p>販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。</p>

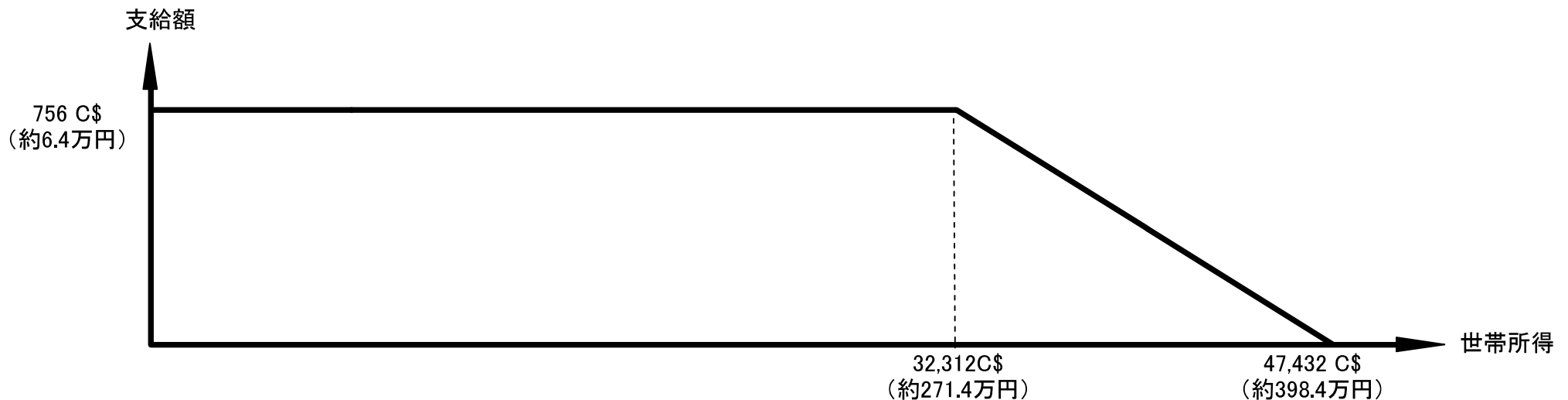
(出所) 各国聞き取り調査等に基づく。

カナダにおけるGSTクレジットの概要

(2010年1月現在)

- カナダにおけるGSTクレジットは、低・中所得世帯の付加価値税(GST: Goods and Services Tax)負担の軽減を目的とした直接給付制度であり、所得が一定額を超えると給付額が減少する仕組みとなっている。なお、給付の額と実際のGST負担額とが連動しているわけではない。
- 給付額は、本人分及び配偶者分:各248 C\$(約2.1万円)、扶養児童分(18歳以下):1人130 C\$(約1.1万円)。
- 給付の適用を受けようとする者は、申請に際して、本人と配偶者の社会保険番号、夫婦それぞれの所得、及び扶養児童の情報等を、税務当局に報告しなければならない。
- 支給は、歳入庁により、定額の小切手または銀行口座振込みの形で年4回行われている。

(参考) 夫婦子2人の場合のモデルケース



(注) 邦貨換算レート: 1カナダドル(C\$) = 84円(裁定外国為替相場: 平成21年(2009年)11月中の実勢相場の平均値)。

仕入税額控除制度について（現行消費税制度）

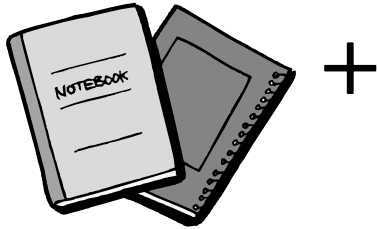
消費税の基本的な仕組み

納税義務者は、事業者

各事業者の納税額 = 売上税額 - 仕入税額

仕入税額を控除
するためには・・・。

仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書等の書類（取引の相手方が発行した書類）のいずれかの保存が必要
『請求書等保存方式』



請求書 18年4月1日 No. 20-1023

株式会社 請求書 18年4月3日 No. 20-1026

株式会社 請求書 18年4月6日 No. 20-1031

株式会社 請求書 18年4月8日 No. 20-1036

株式会社 請求書 18年4月11日 No. 20-1047

株式会社 ○○商事 様 株式会社 △△商事 千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額	¥1,050,000	税率	5%	消費税額等	50,000
月日	品名	数量	単価	金額(税別)	税込
4/11	パソコン	5	174,000	870,000	9,100
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	6,700
	プリンター	3	22,000	66,000	6,900
合 計				1,050,000	50,000

COE H160

仕入税額控除制度について

【現行制度】

- ◎ 帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件。（請求書等保存方式）

【改正の経緯】

○ 消費税創設時

消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出するが、仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする「帳簿方式」を採用。

○ 平成6年秋の税制改革（平成9年4月1日施行）

「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われていることから、制度の信頼性の観点から疑問が提起されていたところ。

こうした指摘を踏まえ、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等の客観的な証拠書類の保存を税額控除の要件とする「請求書等保存方式」を採用。

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

「インボイス制度」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

[日本]

請求書

14年11月20日 No. _____

株式会社〇〇商事様 株式会社△△商事
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000—				税率 5%	消費税額等 50,000		
月日	品名	数量	単価	金額	(税抜)	税込	摘要
11/20	パソコン	5	174,000	870,000	0000		
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	0000		
	プリンター	3	22,000	66,000	0000		
合 計				1,000,000	0000		

303 H160

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174		VAT Reg. No.987 6543 21		
○×△ TRADE LTD		From: Any Street, Any Town		
To: N. Obody, 222 The High Street		London NET4 4PT		
Sale: Time of supply 16/01/02		Date of Issue: 19/01/02		
Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@£25.20	151.20		
4	Record Players@£23.6	94.40		
6	Lamps, T77@£15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		
Total (Net)		338.60	Total VAT	59.25
VAT		59.25		
TOTAL		<u>£397.85</u>		

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。
 - 「インボイス方式」は、
 - ① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。
 - ② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。
- (注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。
 具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ(税抜)}}{\text{課税売上げ(税抜)} + \text{非課税売上げ}}$$

- (1) 課税売上割合が95%以上の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）
- (2) 課税売上割合が95%未満の場合 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

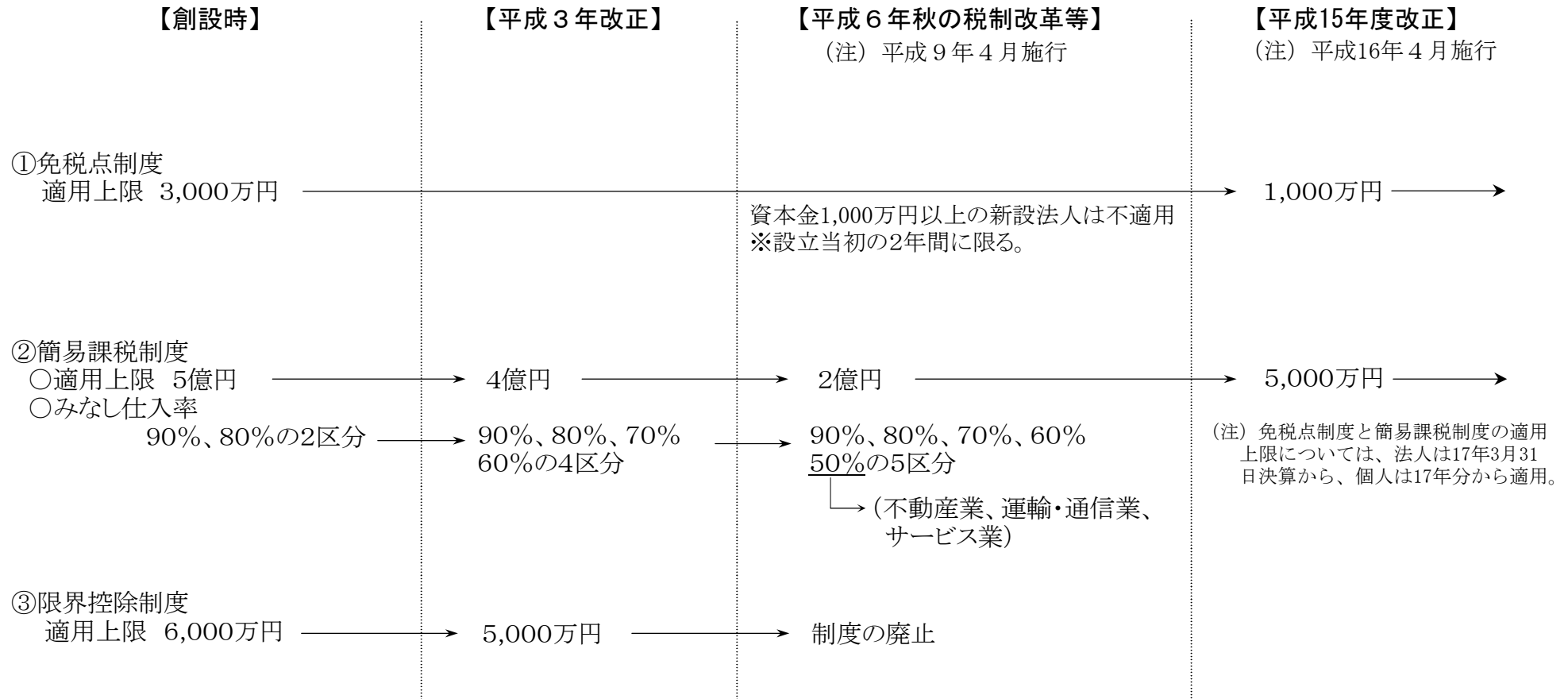
① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ 要するもの	課税・非課税に共通して 要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額		控除できない消費税額

② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額

消費税の中小事業者に対する特例措置の推移



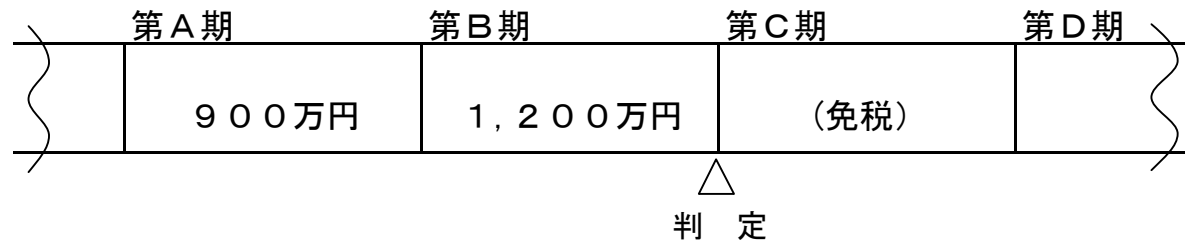
事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

【 事 例 】

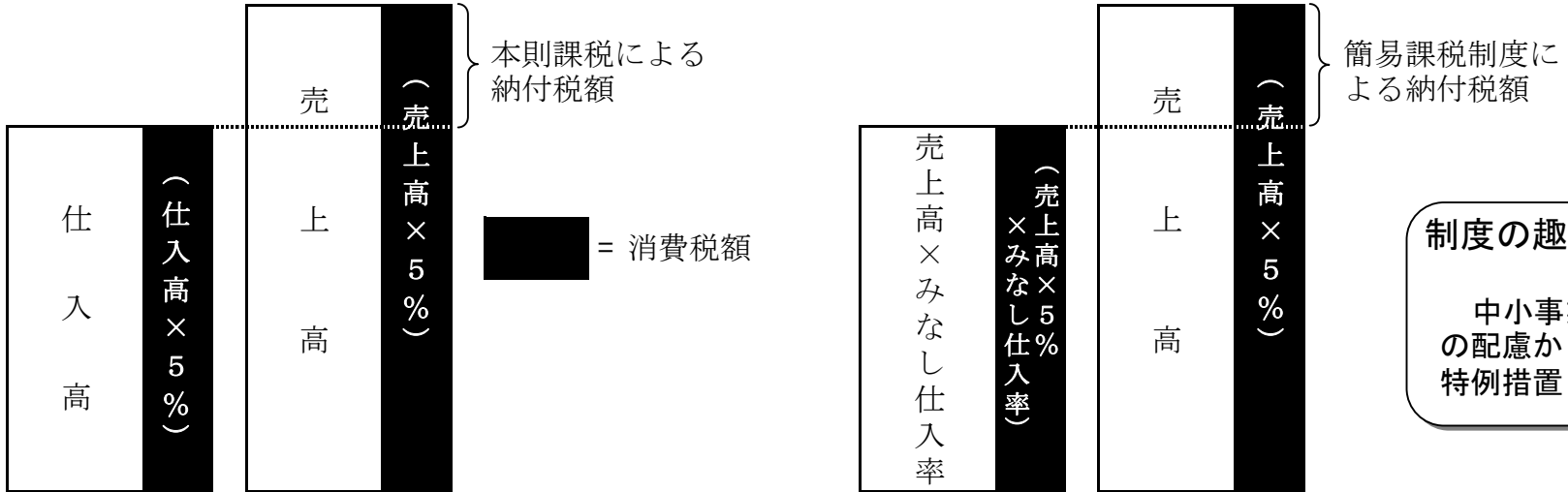


- 第C期 --- 免税（前々期（第A期）の課税売上高が1,000万円以下）

簡易課税制度の概要

本 則 課 税

簡 易 課 税



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

売上高 × 5% - 仕入高 × 5% = 納付税額

売上高 × 5% - 売上高 × みなし仕入率 × 5% = 納付税額

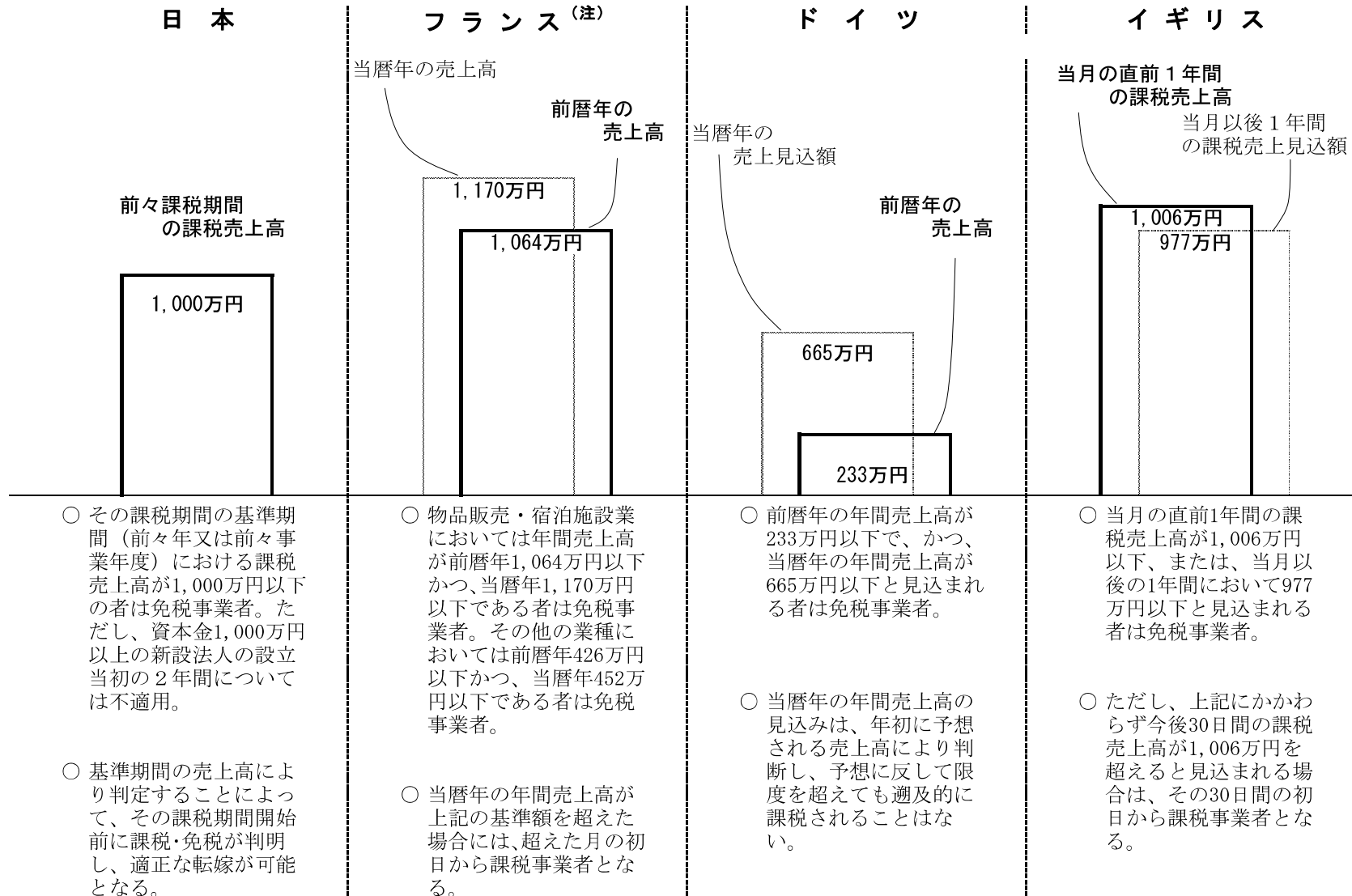
- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸 売 業	小 売 業	製 造 業 等	サービ 業 等	そ の 他 事 業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

主要国の付加価値税における免税点制度の概要

(2010年1月現在)



(注) 物品販売・宿泊施設業者においては、前々暦年の年間売上高が1,064万円以下（その他の業種においては426万円以下）の場合、前暦年の年間売上高に係る条件は1,170万円（その他の業種においては452万円）に緩和される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=148円、1ユーロ=133円（裁定外国為替相場：平成21年(2009年)11月における実勢相場の平均値）。

主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要

(2010年1月現在)

日本	フランス	ドイツ	イギリス
<p>前々課税期間 の課税売上高</p> <p>5,000万円</p>	<p>なし</p>	<p>前 暦 年</p> <p>816万円</p>	<p>一年間の 課税売上見込額</p> <p>2,220万円</p>
<p>○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。</p> <p>○ みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業）の5区分である。</p>		<p>○ 前暦年の年間売上高が816万円以下の者は平均率による簡易課税（課税売上額に平均率を乗じて仕入税額を計算）を選択することができる。</p>	<p>○ 適用申請時から一年間の課税売上見込額が2,220万円以下の者は平均率による簡易課税（売上総額に平均率を乗じて納付税額を計算）を選択することができる。（注）</p>

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=148円、1ユーロ=133円（裁定外国為替相場：平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値）。

(注) 2009年4月以降、「年間課税売上見込額」のみが条件となっている（それまでは「年間総売上見込額」及び「年間課税売上見込額」の2つの条件を満たす必要があった）。

消費税の申告納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 (注)平成9年4月施行	【平成15年改正】	前課税期間 の年税額
年12回 〔確定申告1回〕 〔中間申告11回〕				(6,000) 4,800万円超	4,800万円
年4回 〔確定申告1回〕 〔中間申告3回〕		500万円超	(500) 400万円超	(6,000) 4,800万円以下 400万円超 (500)	500万円
年2回 〔確定申告1回〕 〔中間申告1回〕	60万円超	500万円以下 60万円超	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	400万円
年1回 〔確定申告1回〕	60万円以下	60万円以下	(60) 48万円以下	(60) 48万円以下	60万円
					48万円
消費税率 (地方消費税を含む)	3 %		4 % (5 %)		

(注1) ()書きは、地方消費税(消費税率換算1%相当)を含む。

(注2) 平成15年度改正による改正後の申告納付制度は、平成16年4月1日以後に開始した課税期間について適用される。